相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中央市臼井阿原八八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　早川　千冬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

山梨県甲府市中央一丁目一番十八号

相続財産管理人　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡湯前町四九一九番地、最後の住所堺市堺区緑ヶ丘中町二丁一番二五号朝日壮

被相続人　亡　椎葉　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

大阪市北区西天満四丁目五番七号三旺ビル二階二〇三　相続財産管理人　仁井谷　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市和田山町竹ノ内二九九番地、最後の住所兵庫県尼崎市立花町二丁目一五番三一号　ハイツ立花

被相続人　亡　磯尾　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　神戸駅前ツインビル六階　みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中山　稔規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字三輪四三二二番地、最後の住所東京都葛飾区水元一丁目一五番一六号レオパレス富士二〇二号

被相続人　亡　髙田　一成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

奈良県橿原市八木町一丁目六番二三号大和信用金庫八木支店ビル四階

相続財産管理人弁護士　畠中　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区南田辺二丁目二一番地、最後の住所和歌山県橋本市原田五六七番地の七

被相続人　亡　馬場　一晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

和歌山県橋本市東家一丁目一番四号秋山ビル一階　相続財産管理人　大宮　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予市双海町高野川甲五三四番地、最後の住所愛媛県伊予市双海町高野川甲五二三番地　被相続人　亡　西﨑　聖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

愛媛県松山市歩行町一丁目八番地三　四階

相続財産管理人　弁護士　淡川佐保子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字藤田一三七三番地、最後の住所福岡県中間市扇ケ浦一丁目一三番一〇号　被相続人　亡　安西　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

福岡県直方市新町三丁目一番六号

相続財産管理人　司法書士　井手口敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所熊本市富合町廻江七六一一七一三、外国人登録原票記載事項証明書上の居住地熊本市富合町廻江七六一番地

被相続人　亡　桂　観賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月三十日

事務所熊本市健軍二丁目七番一二号

相続財産管理人　司法書士　松村　俊宏

無縁墳墓等改葬公告

境内地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月三十日

一　墳墓等所在地　新潟県上越市寺町三丁目三番六号　宗恩寺内

一　墳墓等の名称　廣川家墓

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　廣川清次郎、廣川サダ

一　改葬を行おうとする者　新潟県上越市寺町三丁目三番六号　宗教法人　宗恩寺　住職　百目鬼洋一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年7月30日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アパマンショップリートパーク　②東京都知事(1)7648　③代表取締役　中山陽一　④東京都千代田区五番町6番地ホーマットホライゾン　⑤1500万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル　株式会社アパマンショップリートパーク　代表取締役　石川雅浩

①株式会社アクティブ中央サービス　②石川県知事(3)3142　③代表取締役　金原博　④石川県金沢市赤土町リ4番地2　廃止した従たる事務所　石川県金沢市松村町ヌ2―4　石川県金沢市鞍月4丁目133番地　⑤1000万円　⑥石川県知事　⑦石川県金沢市赤土町リ4番地2　株式会社アクティブ中央サービス　代表取締役　金原博

①株式会社都商事ホールディングス　②兵庫県知事(3)第10150号　③代表取締役　福島眞司　④兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1号　株式会社都商事ホールディングス　代表取締役　福島眞司

①有限会社フジ・ランディック　②広島県知事(3)7844　③代表取締役　長鋪毅一郎　④広島県福山市西町三丁目1番1号　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県福山市西町三丁目1番1号　有限会社フジ・ランディック　代表取締役　長鋪毅一郎

①株式会社サン・ジョルジョ　②広島県知事(1)9384　③代表取締役　赤木蒸治　④広島県広島市中区寺町5番15号　⑤1000万円　⑥広島県知事　⑦広島県広島市中区寺町5番15号　株式会社サン・ジョルジョ　代表取締役　赤木蒸治